

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(8月分)

■令和7年8月1日～令和7年8月31日

令和7年8月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月21日	訪問販売による消費者被害を防止するため、その勧誘の事前拒否制度の整備と訪問販売お断りステッカーの積極的作成・配布を求める意見書	大阪弁護士会 会長 森本宏	1 国は、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という)を改正するなどし、消費者が、家の門戸に「訪問販売お断り」と記載されたステッカー(以下「訪問販売お断りステッカー」という)等を貼っておくなどの方法により、訪問販売にかかる勧誘を事前に拒絶することのできる制度を整備すべきである。これは、特定商取引法第3条の2第2項の解釈を見直した上、解釈に疑義のないよう、ステッカーにより訪問販売を拒絶する意思を表示した場合が、特定商取引法第3条の2第2項の「締結しない旨の意思を表示した」に該当することを条文中明示する方法で実現されるべきである。 2 大阪府及び大阪府内の基礎自治体は、訪問販売お断りステッカーの作成・配布事業を、より積極的に推進すべきである。消費者被害の予防は、地方自治体(及び国)の責務である(消費者基本法第3条及び第4条並びに消費者安全法第4条第1項)。大阪府には、訪問販売お断りステッカーに法的効力を付与する条例があるのだから、この施策は、上記国による法解釈の変更又は法改正を待たずして、行われるべきものである。 3 国及び大阪府は、基礎自治体における訪問販売お断りステッカーの作成・配布事業に対し、財政的支援を行うべきである。
8月22日	【参考送付】「デジタル社会における消費取引研究会」等についての意見書	不招請勧誘規制を求める関西連絡会 世話人代表 国府泰道	1 「デジタル社会における消費取引研究会」は、消費者庁に設置された研究会でありながら、消費者を代表する委員がおらず、また、消費者法の研究者も含まれず、その構成が偏っているため不適切であり、その報告書の内容にも看過できない問題があるため、新たに委員を選任し直し、改めて検討を行うべきである。 2 消費者取引におけるデジタル化への対応については、内閣総理大臣の諮問に基づいて、内閣府消費者委員会に設置された「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」での検討が行われ、その報告書が取りまとめられて、消費者委員会の答申がなされたことから、これを踏まえて、新委員の選任と上記1の検討を行うべきである。 3 消費者庁は、消費者取引に関する中長期的課題の検討にとどまらず、上記の検討とは別に、喫緊の課題として顕在化している点検商法やレスキュー商法、意図せぬ定期購入、連鎖販売トラブルなどの消費者被害に対し、速やかな対応が求められており、直ちに、特定商取引に関する法律の改正の検討に着手すべきである。

<地方消費者行政:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月12日	地方消費者行政に対する財政措置の継続・拡充を求める決議	北海道弁護士会連合会 理事長 松田竜	当連合会は、政府及び国会に対し、下記のとおり、地方消費者行政に対する財政措置の継続・拡充を求める。 1 2025(令和7)年に多くの地方公共団体で地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の活用期限を迎えるが、消費者が全国どこにいても消費者問題専門家による消費生活相談を受けられる体制の維持・整備を図るため、国において、同交付金の活用期限を相当期間延長するか、少なくとも同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すること。 2 PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録する事務、重大事故情報の通知事務、悪質業者・違反業者に対する行政処分を行う事務、適格消費者団体の活動支援事務などに対しては、国による恒久的な財政措置を講じること。
8月12日	地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書	宮崎県弁護士会 会長 新井貴博	1 国は、地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長するか、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援措置を早急に講ずるべきである。 2 PIO-NETの刷新・消費生活相談のデジタル化により地方公共団体に生じる費用を国において負担する措置を講ずるべきである。

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月1日	【参考送付】市販後安全対策における因果関係評価と抗がん剤副作用救済制度に関する意見書-薬機法改正審議を踏まえて-	薬害オンブズパースン会議 事務局長 水口真寿美	改正医薬品医療機器等法が成立した。当会議が改正案に反対した条件付き承認制度の適用拡大とリアルワールドデータによる承認を可能とする改正については、残念ながら原案どおりの可決となったが、当会議の意見書は衆参両院の質問で引用され、附帯決議に相当程度反映される結果となった。両院の審議を踏まえ、さらに以下の3点について改めて要望する。 1 副作用等報告の因果関係評価基準の見直し 現在、収集した副作用等の因果関係評価基準が、α (因果関係が否定できないもの)、β (因果関係が認められないもの)、γ (因果関係が評価できないもの) という3段階となっていることに問題の一因がある。そこで、当会議は以下の5段階で評価することを含めた提案をしている。 (a)因果関係がかなり疑われる (b)因果関係がありうる (c)判定保留(要追加情報、あるいは類似症例の集積を待つ) (d)因果関係は弱い、または他の要因が主 (e)因果関係は否定的 2 救済認定情報の市販後安全対策への活用 市販後安全対策の情報は広く収集することとされており、救済制度の認定事例については、副作用報告よりも具体的な情報が得られているのであるから、それを活用すべきである。両院の附帯決議においても「安全対策には医薬品副作用被害救済制度における情報も活かすこと」と記載された。よって、改めて見直しを求める。 3 抗がん剤の副作用救済制度創設 抗がん剤の副作用については救済制度の適用がない。薬害イレッサ訴訟において、当時の民主党政権は、裁判所の和解勧告を拒絶した際に、救済制度の導入を行うと表明した。しかしその後設置された厚労省の検討会は結論を出せず、10年が経過している。衆議院の附帯決議においても、抗がん剤に関する副作用救済制度の適用については検討することが求められており、今こそ創設に向けた議論を再開するべきである。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から11件の意見等が寄せられました(内訳: 取引・契約関係:4件 消費者安全関係:1件 その他:6件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。